

豊橋まちなか会議 規約

第1章総則

(名称)

第1条 この会は、豊橋まちなか会議（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、豊橋市中心市街地の今後のまちづくりについて議論し、民官で方向性を共有することを目的とした会であり、特に、豊橋駅前エリアの価値向上に向けて具体的なまちづくりの内容について議論すると共に、必要なまちづくり活動を企画、協議、調整、実施することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ①地域価値の向上に資するまちづくり活動の協議・企画・調整
- ②公共施設等の運営に関する事業
- ③地域のコミュニティ形成に関する事業
- ④地域に関する様々な情報発信
- ⑤その他まちづくりに関する諸活動

2 特定の団体又は個人の営利を目的とした活動は行わない。

(活動エリア)

第4条 本会は豊橋市中心市街地を対象に今後のまちづくりの推進に関する活動を行うが、当面はおおむね駅前大通一丁目、二丁目、三丁目エリアを中心に活動を行う。

第2章会員等

(会員種別)

第5条 本会の会員種別は、本会の目的及び活動の趣旨に賛同する次の各号のいずれかで、当該各号の基準に適合するものとする。

- (1) 正会員 A は、豊橋市中心市街地で事業活動を行う者で、本会の活動推進を担い、その目的達成に向けて貢献できる株式会社その他法人
- (2) 正会員 B は、豊橋市中心市街地で活動を行う者で、本会の活動推進を担い、その目的達成に向けて貢献できる個人及び団体（本条において団体とは、自治会や大学及び法人格を有しない組織（まちづくりを主な目的とするものに限る））
- (3) 賛助会員は、本会の活動を支援・推進する者で、正会員の推薦により加入する企業又は団体、個人

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の議決を得て入会すること

ができる。

2 公序良俗に反する行為を行っているもしくは行う恐れがあると認められる者、反社会的勢力及びこれらに類する者は、本会に入会することができない。

(会員の退会)

第7条 会員は、退会届を、退会を希望する日の1ヶ月前までに理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名する（退会させる）ことができる。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (3) 第6条第2項に該当する者であることが明らかになったとき
- (4) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

3 理事会は前項の規定による議決をしようとする場合において、当該会員の申し出があれば、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出し、退会届に記した退会日が到来したとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名(退会)されたとき。

2 会員資格を喪失した者は、会員として一切の権利を失い、すでに納付した金銭その他本会の資産に対し何等の請求をすることができない。

3 本会は、会費未納の状態では会員資格を喪失した者に対して、会費未納分を請求できる。

(年会費)

第9条 本会は、会員から年会費を徴収する。

2 正会員 A の年会費は1口1万円で10口以上とする。

3 正会員 B の年会費は1口1万円で1口以上とする。

4 賛助会員の年会費は3,000円とする。

- 6 会員は、年会費を毎年10月末日までに所定の銀行口座に振り込まなければならない。
- 7 年会費の額について理事会が特に認める者については、前各項の規定を適用しない。
- 8 年度途中の入会であっても、年会費は年額を納入するものとする。
- 9 年度途中の退会にあつては、既に納入した年会費の返還は行わないこととする。

(オブザーバー)

第10条 本会の目的及び活動の趣旨に賛同する国（出先機関を含む）、都道府県、市町村、独立行政法人又はこれらに類する団体は、理事会の議決を得て、オブザーバーとして本会に参加することができる。

(協賛金等)

第11条 本会は、その活動に充てる費用として、年度ごとに協賛金等を募ることがある。

- 2 会員が、年会費とは別に協賛金等を本会に拠出することを妨げない。

(部会特別会計)

第12条 第32条第1項の規定により設置された部会の活動に必要となる経費として、部会に当該部会特別会計を設置し、当該部会の構成員から特別費用等を徴収することができる。

- 2 部会特別会計の設置および費用の徴収は、当該部会の構成員が協議して策定した活動計画書の内容として定め、これを理事会が承認することによって効力が発生するものとする。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内。
- (3) 監事 1名
- (4) 理事 10名以内
- (5) 部会長

(選任)

第14条 会長、副会長、監事、理事は、総会によって選任する。

- 2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため、緊急に監事及び理事を選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決によりこれを選任することができる。この場

合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 部会長は、理事又は部会発起人から推薦された者を、理事会が選任する。

(職務)

第15条 会長は、本会を代表し、本会の業務執行を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代行する。

3 理事は、事業計画に基づいて業務の執行にあたる。

4 監事は、本会の業務及び会計を監査し、総会に報告する。

5 部会長は、担当する部会を統括する。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、無報酬とする。本会活動に伴う費用弁償は、別途定める。

第4章 総会

(構成)

第17条 本会には、最高意思決定機関として総会を置く。

2 総会は、すべての正会員をもって構成する。

3 賛助会員及びオブザーバーは、総会に出席して意見を述べる事ができる。

(権限)

第18条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会長、副会長、監事、理事の選任及び解任
- (2) 事業計画の決定
- (3) 予算の決定
- (4) 事業報告の承認
- (5) 決算の承認
- (6) 規約の制定及び変更
- (7) 本会の解散

(8) その他本会の重要事項

(開催)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 通常総会は、毎年1回、事業年度終了から3ヵ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び議決事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の5日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、会長がつとめる。

2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合、議長は出席した副会長がこれに当る。

(総会の成立)

第22条 総会は、正会員の総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。なお、第24条の規定による委任状もしくは書面による表決を提出した者は出席したものとみなす。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第20条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合はこの限りではない。

2 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議事は事務局が議事録を作成し、事務局に保管する。

(議決権の委任)

第24条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し又は他の出席会員に議決権の行使を委任することができる。

第5章 理事会

(理事会)

第25条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長、理事及び部会長（以下「理事会構成員」という。）により構成する。

3 監事は理事会に出席できるものとする。

4 理事会には、会長が必要と認めた時に、理事が推薦した者を、アドバイザーとして参加させることが出来る。

(権限)

第26条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の入会及び除名の承認
- (2) 各種規定の制定・改廃等の決定
- (3) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (4) 総会への付議事項の決定
- (5) 部会の設置・廃止及び部会の内規等に関する事
- (6) 事務局の体制及び運営に関する事

(開催)

第27条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長を除く理事会構成員の総数の過半数から、理事会の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の5日前までに理事会構成員及びアドバイザーに通知しなければならない。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がつとめる。

2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合、議長は出席した副会長がこれに当る。

(理事会の成立)

第30条 理事会は、理事会構成員の総数の過半数の出席がなければ開会することができない。なお、第31条第3項の規定による委任状を提出した者は、出席したものとみなす。

(議決)

第31条 理事会における議決事項は、第27条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事会構成員の総数の過半数の同意があった場合はこの限りではない。

2 理事会の決議は、出席した理事会構成員の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事会に出席できない理事会構成員は、書面をもって会長又は他の理事もしくは部会長に、議決権の行使を委任することができる。

4 緊急を要する場合は、理事会を開催せず書面による表決により、理事会の決議に代えることができる。

第6章 部会

第32条 理事会は、本会の運営を補助して円滑に推進するため、必要に応じて部会を置くことができる。また、正会員からの申請により部会を置くことができる。

2 理事会は、部会の設立、運営、改廃、成果物の取り扱い等を規定した部会運営規定を定めるものとする。

第7章 事務局

第33条 本会の運営に係る事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の体制及び運営に係る規定は、理事会が別途定める。

第8章 財務

(収入)

第34条 本会運営のための必要な資金は、年会費、協賛金等、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告書及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第9章 規約の変更、本会の解散

(規約の変更)

第38条 規約を変更するときは、総会の議決を経なければならない。

(解散)

第39条 本会を解散するときは、正会員の総数の3分の2以上の同意による総会の議決を要する。

(残余財産の処分)

第40条 解散のときに存する残余財産は、総会において、正会員の総数の3分の2以上の議決をもって、その処分方法を決定するものとする。

第10章 雑則

(委任)

第41条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要事項は、会長が別に定める。

附則

- 1.この規約は、2018年9月25日から施行する。
- 2.第35条に関わらず、初年度の事業年度は設立日から2019年8月31日までとする。